

「臺灣ニ於ケル阿片」が今日のわれわれに教えてくれるもの

What “Opium in Taiwan” Can Teach Us Today

和田 清✉

Kiyoshi Wada✉

阿片吸食に対して厳しい禁制で対応してきた日本は、阿片吸食に対して、「まったく無知な民族」でもあった。この「まったく無知な民族」が、日本統治下の台湾で、漸禁政策の導入・実施により、阿片乱用の撲滅を実質的に実現した歴史がある。しかし、今日、その事実を知る日本人はほとんどいない。台湾における漸禁政策は、1897（明治30）年から日本の敗戦までの約50年という長きにわたる政策である。政策実施の初期、この漸禁政策は、東南アジアの植民地を支配する欧米諸国においても注目され、賞賛された。しかし、日本の中国への侵略的進出の拡大によって変質し、国際的批判的になってしまった歴史がある。ただし、初期の漸禁政策が、国際的に注目され、賞賛されたのも史実である。この台湾における阿片問題に関する資料は、日本の敗戦による混乱と問題の政治的特殊性から、散逸ないしは意図的隠蔽によりほとんど残っていないという。しかし、当時の台湾での実質的政策実施責任者であった加藤尚志が、政策開始の約半年後に、その考え方と進捗状況を講演した講演録が「臺灣ニ於ケル阿片」として残っている。その内容から、著者は台湾における漸禁政策は、今日いうところのハーム・リダクション政策とみることができるのではないかと考えている。本稿で著者は、当時の台湾での阿片乱用状況、漸禁政策とそれによる阿片吸食者数の減少を略説するとともに、ハーム・リダクションについての著者の捉え方を披露したうえで、「臺灣ニ於ケル阿片」の現代語訳版を供覧に付した。今日、大麻使用問題が世界的な議論の的となっている。2023年、わが国でも、薬物別事犯者数で、統計開始以降初めて大麻が覚醒剤を上回り、大麻事犯者が最多となった。著者は、薬物乱用状況のこの歴史的变化期に、わが国の薬物関連問題対策を考える際の資料として、「臺灣ニ於ケル阿片」の現代語訳版を活用していただければと考えた。

索引用語

薬物乱用、あへん、ハームリダクション、台湾、日本

著者所属：滔々会金沢文庫エールクリニック, Kanazawabunko Yell Clinic

✉ E mail : todowada20@yahoo.co.jp

受付日：2024年6月28日

受理日：2024年10月15日

doi : 10.57369/pnj.25-026

はじめに

「日本は幕末の開国から、厳しい禁制を公布して日本人を阿片吸引の悪習から守ってきた。しかしながら、その結果阿片吸食の弊害とまったく無縁な日本人は、阿片吸食に対し、まったく無知な民族でもあった」¹³⁾。この「まったく無知な民族」が、漸禁政策（後述）の導入・実施により、阿片乱用の撲滅を統治下の台湾で実質的に実現した歴史がある。「半世紀におよぶ日本の台湾統治が台湾史の上に残した痕跡のなかで、最も重要なものの一つである」¹²⁾という。しかし、今日、その事実を知る日本人はほとんどいない。

台湾における漸禁政策は、1897（明治30）年から日本の敗戦までの約50年という長きにわたる政策である。政策実施の初期、この漸禁政策は、東南アジアの植民地を支配する欧米諸国においても注目され、賞賛された⁵⁾。しかし、日本の中国への侵略的進出の拡大によって変質し、国際的批判的になってしまった歴史がある。ただし、初期の漸禁政策が、国際的に注目され、賞賛されたのも史実である。

この台湾における阿片問題に関する資料は、日本の敗戦による混乱と問題の政治的特殊性から、関連資料は散逸ないしは意図的隠蔽によりほとんど残っていないという¹²⁾が、「臺灣ニ於ケル阿片」という講演録が残っている。この講演録は、当時の台湾で、阿片煙膏（吸食用の阿片のことである）を製造する製薬所の所長として、実質的政策実施責任者であった加藤尚志が、政策開始の約半年後の1897（明治30）年9月に、その考え方と進捗状況を講演した講演録である。その内容から、著者は台湾での政策・手法・実践は、今日でいうところのハーム・リダクション政策とみることができるのではないかと考えている。

今日、大麻使用問題が世界的な議論的となっている。わが国でも、2023年の大麻事犯検挙人員数が統計開始以降初めて覚醒剤事犯検挙人員数を上回り、薬物別では大麻が最多となった。「臺灣ニ於ケル阿片」は今日のわれわれに多くのことを考えさせてくれる。著者は、薬物乱用状況のこの歴史的变化期に、「臺灣ニ於ケル阿片」の現代語訳版を供覧に付すことによって、わが国の薬物関連問題対策を考える際の資料に供したいと考えた。

1. 台湾における阿片状況

台湾は1895（明治28）年の日清講和条約により日本へ割譲され、1945（昭和20）年の第二次世界大戦での日本の降伏まで日本の統治下にあった。

インド阿片を清朝中国に輸出して巨額の富を得ていたイギリスと、それを阻止しようとした清朝中国との間で起こった「あへん戦争」（1840～1842年、1856～1860年）は、当時の列強によるアジアでの植民地政策に阿片がいかにかに大きな役割を果たしていたかを象徴する出来事であるが、日本への割譲時の台湾での阿片使用の蔓延は中国大陆以上に深刻であったようである。

「清国年号道光の末年、日本では文政の末年、一八五〇年ごろ、台湾の道台（台湾長官）だった徐宗幹が『清瀟議備貯書』の中に、こんなことを書いている。『台湾にては、貴賤貧農良莠男女のほとんどが喫煙、その数少なく見ても四十万、五十万はゆうに突破している。毎日銀十を費耗するため日々銀は減っていく。外国から入る洋煙が多量なためである。煙土の禁弛がせにすべかざるに弛し……。』そのとおりで、明治二十四年の『支那海関年報』では、その額は、五十五万八千余斤の巨額にのぼったことも書いてある」¹¹⁾

「台湾人の阿片吸飲は、オランダ統治時代からの悪習であった。この悪習はバタビアの華僑に始まり、それが台湾にもち込まれ、さらに台湾から厦門経由で中国全土に広がったとする説もある。それだけに台湾の阿片吸飲の歴史は古く、蔓延による弊害も深刻であった。日清講和会議の席でも台湾の阿片問題が話題にのぼり、阿片吸引対策は台湾人の武力抵抗の鎮圧とともに、日本の台湾領有の当面の重要課題になっていた」³⁾

台湾の統治にあたり、阿片吸食に関して「まったく無知な民族」である日本は、人類史上、達成されることがない阿片に侵された国を阿片使用のない国に様変わりさせる必要に迫られたのである。当時、日本国内では厳禁論、漸禁論、非禁論と激論が交わされ、台湾事情に全く通じていない論者らによる厳禁論が最も多く、かつ、強固に主張されたようである¹⁴⁾。しかし、「国家百年の害を胎すは君なり」¹⁵⁾とまで攻撃されながらも、台湾での経験をもとに、「若し政府が土民の阿片を絶対に禁ずる方針でありますならば、（中略）、必ず暴発するでございませう。この実情の下に職務の執行は不可能で、辞意の外は御座いませぬ」¹⁵⁾

との辞任を賭しての阿片政策立案責任者（水野民生局長）の主張が認められ、最終的に採用されたのが漸禁策であり、その考えに基づいた政策が後藤新平による漸禁政策であった¹⁴⁾。

この漸禁政策とは、1. 阿片の自由貿易は日本本国同様に禁止し、すべて政府専売とする、2. 阿片の売買は、日本本国同様に特許薬局での薬用売買以外禁止する、3. 医師の診断により阿片依存・中毒者であることを認められた者には、政府より鑑札を発行し、吸食の特許を与える、4. 吸食特許者への阿片売買価格は高く設定することによって、阿片需要者を漸次減らすことができ、青少年がその悪癖に陥ることを防ぐことができると同時に、収益を得ることができる、5. その収益は台湾における衛生費用に使い、国民の福祉増進を促進する、6. 青少年に対しては、阿片吸煙の害教育を急務とする、を骨子として²⁹⁾、およそ50年後には阿片使用のない台湾を実現するというものがあった。

1897（明治30）年1月、上記をその旨とする『台湾阿片令』が公布され、同年4月、漸禁政策はスタートした。

当時、列強諸国はアジアの地において植民地を領有しており、どこの植民地においても阿片問題は統治そのものにかかわる重大問題であったが、各国間で統制して対応しようという状態ではなかった。しかし、アメリカのフィリピン領有（1898年）を機に、フィリピンでの阿片問題の重篤さを認識したアメリカの主導で、阿片吸食の禁絶をめざした国際的統制の流れができていく。

漸禁政策実施の初期、日本の政策については、「その実績は、東南アジアの植民地を支配する欧米諸国においても注目され、日本政府を通じて資料を総督府に請求する国もあれば、あるいは現地を視察する国があるなど、それらは10箇国を越えた」⁵⁾という。

その後、この『台湾阿片令』は、1925（大正14）年のジュネーブ国際阿片会議との整合性を図るために、1928（昭和3）年、『改正阿片令』に改訂された。その改正内容で、台湾住民に直接関係するものとしては、第8条：阿片煙館の開設または維持は認めない、第10条：阿片中毒・依存者を矯正するため、必要な処分を行う、が挙げられる。この改正に関して、総督府は施行に先がけて声明を発表したが、その内容は、すでに阿片中毒・依存者として吸食特許を受けている者に関しては、やむを得ざる者に限り吸食を許可し、その他の者に対しては吸食厳禁を明確にし、従来の禁固刑または罰金刑を懲役刑に変更し、場合によっては行政処分として矯正処分とする、そのため、密吸食者は

吸食特許または矯正治療の申請をすべしとの内容であった²¹⁾。

ところが、この改正は、1908（明治41）年3月以降行われなかった吸食特許の再開にすぎず、総督府は『ジュネーブ第一阿片条約』の実行を口実に、阿片収入をむさばるものであると受け止められ²²⁾、台湾での大反対闘争に発展したという²³⁾。1895（明治28）年から始まる日本による統治から約30年余後の台湾では、阿片吸食に対する考え方が大きく変わっており、吸食特許は望まず、医療的対応の機運が高まっていたようである²⁴⁾。この事態を劉は「各国植民地の抵抗運動史を通じて、阿片問題をかかげて闘ったのは、おそらく台湾人だけであろう。1895（明治28）年から翌年にかけての運動を第1次阿片闘争とすれば、30余年後の運動は第2次阿片闘争である。前者は阿片禁断の反対闘争であり、後者は阿片吸食の反対闘争である。両者は阿片をめぐる完全に異なった性質の闘争であり、30余年間の歳月の経過を通して、統治者の墮落と被統治者の生長ぶりを如実に示すものであった」と評している²⁵⁾。しかし、総督府は『改正阿片令』を変更しなかった。

以上の『台湾阿片令』『改正阿片令』の遂行により、公式に阿片吸食の特許を与えられた者は、対人口比で1900（明治33）年の6.3%を最高に、年を経るごとに減少し、1925（大正14）年には対人口比で0.9%、1928（昭和3）年には0.6%、1930（昭和5）年には0.5%まで減少している¹⁶⁾。1930（昭和5）年からは台北矯正所での杜聰明医師による阿片中毒者の治療も開始されているが、この件については後述のとおりである。

この漸禁政策自体は1945（昭和20）年の日本の敗戦により終わるわけだが、終戦当時、治療を要する阿片依存・中毒者は約2,000人（2,000ないし3,000という報告もある）はいたようである⁸⁾。台北更正院はその後、台湾省立戒煙所と改められ、1946（昭和21）年6月10日、最後の矯正患者の退院により、同月末には戒煙所が閉鎖され、「こうして、17世紀のオランダ領時代に始まった台湾人の300余年にわたる阿片吸食の悪習の歴史は終焉を告げ、また日本の台湾領有とともに始まった阿片問題もピリウドが打たれた」²⁷⁾という。

ただし、この漸禁策は本質的に植民地政策としての政策なのであり、植民地政策には植民地を維持するための経済的政策が必須である。その意味でこの漸禁策は本質的矛盾を有していたとの指摘が多々なされている。それは、漸禁政策により吸食特許者が減少すれば、阿片収益も減少する

という経済的相反性である。著者は、この経済的相反問題は、日本の中国大陆への侵略的進出が進めば進むほど泥沼化し、総督府は阿片収益の確保に追われ続けたと推測している。これに関する台湾自体に対する代表的指摘としては、1) 台湾での阿片収入の減少に対する煙膏の「穴埋め」値上げ¹⁷⁾、2) 中国への阿片の密輸疑惑¹⁸⁾、3) 国際連盟への台湾の実情に合わない虚偽報告¹⁸⁾、さらには、日本本国にまで波及した、粗製モルヒネの星製薬への独占的払い下げを巡る「台湾阿片疑獄事件」(1924～1926年)²⁶⁾などであろう。

日本は、上記の2) 中国への阿片の密輸疑惑が高まれば高まるほど、3) 国際連盟への台湾の実情に合わない虚偽報告をし、その虚偽との帳尻を合わせるために、台湾での阿片政策を整えることによって、「(台湾は) 阿片吸食の防遏と漸禁の措置が他の地域の追従を許さぬほど進んでいる先進地域であると報告し」²⁰⁾、日本に対する国際的批判をかわすために台湾を利用したようである。その代表例として、国際連盟の台湾実地調査に対応するため、これまで全く手つかずであった治療的対応をさも実施してきたかのように見せかけるために、1930年1月、突然「阿片矯正所」を急造し、その医局長に杜聡明を任命した事実を挙げることができる¹⁹⁾。しかし、これがその後の台湾における阿片対策としての医療的対応を推進する端緒となったのは事実である。この事態を劉は「後藤新平の阿片漸禁政策は、これによって、阿片専売制度を実施して以来、欠落していた最も大きな部分をようやく補完したといえよう」と皮肉っている¹⁹⁾。

以上とは別の、もう1つの代表的な批判的意見は『漸禁』とは吸食者を積極的に治療するのではなく、その自然的消滅を待つにすぎない⁴⁾というものであろう。栗原は「1945(昭和20)年10月、中華民国により接收された際には、まだ多くの吸食者が残されていた。漸禁政策は終止していなかった。日本統治者は、阿片問題を解決できなかった。その原因はいうまでもなく、税収の確保を優先し、治療等を等閑視してきたことにあるといわざるを得ない。専売局の資料などから浮かび上がることは、阿片専売制度があまりにも長く継続されたことである。なぜ、当初から治療を実施しなかったのか、という疑問が残るが、(中略) 丁年から平均寿命までを計算し、ただその期間が過ぎ去るのを待つだけの制度であったのであろうか」⁹⁾と手厳しい。

ただし、この「治療無策論」とでもいうべき批判に対しては、著者は一刀両断的には論じられない問題だと考えて

いる。それは、漸禁政策開始時の1897(明治30)年当時、そもそも、阿片中毒に対する治療法(身体依存に対する離脱への医学的対応)は確立していなかったであろうからである。当初、総督府は何もしなかったわけではない。治療法があれば、その遂行を求めればよいわけであるが、総督府が指示したのは研究であった事実は、治療法がないという当時の実情を反映しているように思われる。総督府は、1899(明治32)年に「台湾地方病調査委員会」を設立して阿片中毒・依存者の治療法の調査を要請したり⁶⁾、1900年には台北・台中・台南の各医局長宛てに、阿片中毒・依存者の治療法の研究実施とその結果の報告を求める通達を行ったりしている⁷⁾。しかし、これらに対する報告は、日本酒やモルヒネなどを用いて約2ヵ月にわたり2名治療したとか、1901年12月から翌1月末までに14名治療して2名が吸食を断念したなどの報告⁷⁾が象徴するように、はかばかしい報告はなく、そのうちに、治療については、まさに等閑視されてしまった可能性はないのかと著者は推測している。

今日の医学水準で考えると、オピオイドの身体依存に対する医学的対応は、1937(昭和12)年のメサドンの合成以降に確立されたと考えるのが定説だと考えるが、その前段階として、杜聡明による禁断症状に対する塩酸モルヒネを主成分とする治療法の開発(1929年)³³⁾頃まで、医学的治療と呼べるものはどのような水準であったのかという視点から、治療についての時代的検証が必要なのではないかと著者は考えている。ただし、「阿片収入に惑わされず、後藤新平が意見書に述べた通りの方策を厳しく執行すれば、台湾における阿片吸食の悪習は、さらに早い時期に禁断されたであろう」²⁸⁾との指摘にはうなずける。

著者は、約50年にわたる漸禁政策をみた場合、初期の漸禁政策は世界に誇れる理念と実践を有していたが、日本の中国大陆への侵略的進出の進展とともにほとんど経済政策のみに変質し、初期の誇れる理念・実践とそれに対する評価までも打ち消すような結末になってしまったとの印象をもっている。漸禁政策は当初50年をかけて禁断をはかると意図されたが、その根拠は、単に「人生50年」という寿命による自然減だけを意識していたかどうかは定かでない。『改正阿片令』が施行されたのは1928年であるが、公式に阿片吸食の特許を与えられた者の対人口比は、同年には0.6%にまで低下しており、同時に、この頃には、台湾人自身が阿片吸食の禁断を望むようになっており、さらには、医療的対応も開発されているわけで、著者は、こ

の時期こそ、それまでの漸禁政策を根本的に見直すべき好機だったのではないかと考えている。著者には漸禁政策は30年で達成されていたのではないかとの思いが強い。

II. ハーム・リダクションについて

ハーム・リダクション (harm reduction) という用語・呼称がある。わが国では2016年以降、アディクション領域で急浮上したように思うが、このハーム・リダクションについては、「ハーム・リダクションとは、その使用を中止することが不可能・不本意である薬物使用のダメージを減らすことを目的とし、合法・違法にかかわらず精神作用性物質について、必ずしもその使用量が減少または中止することがなくとも、その使用により生じる健康・社会・司法上の悪影響を減少させることを主たる目的とする政策・プログラムとその実践である」¹⁾ (Harm Reduction International: HRI) という定義(?) がインターネット上、あるいは書籍、文献上で、よく使われている。ところが、HRIのサイトを確認すると、HRIは、この定義(?) の前提として、「広く一般的に受け入れられたハーム・リダクションの定義はない。以下は、ハーム・リダクションについての、われわれの立ち位置を披露したものである」¹⁾ という文章があるのである。この「広く一般的に受け入れられたハーム・リダクションの定義はない」という一文は、定義はないものの、定義の一部のように重要な一文なのである。それにもかかわらず、この重要な一文を省いた形での前述の定義(?) は、あたかも、「これが広く一般的に受け入れられたハーム・リダクションの定義である」といわんばかりの引用法であり、著者には、その筆者らの恣意的意図性さえ感じられ、この用語をめぐるわが国での混乱の原因になっていると思われる³⁰⁾。

そもそも、事の起こりは、1980年代後半の世界的なヒト免疫不全ウイルス (human immunodeficiency virus: HIV) 感染の拡大にある。当時、とにかくHIV感染の拡大を防ぐことが最優先された。当時、HIV感染の最大の感染源は薬物使用者たちによる注射の回し打ちであり、その対策の1つとしてヨーロッパで実施されたのが「注射針の配付プログラム (needle exchange program)」であり、薬物使用を許可した場所の設置 (たばこでいえば喫煙所) であった^{2,30,31)}。有名な政策として、1987年11月から実施された、スイス・チューリッヒ駅近くの川に挟まれた公園を (喫煙所ならぬ) 「薬物注射公園」として公認し (たばこで

いえば分煙政策である)、そこで「注射針の配付プログラム」を始めたのである。1989年7月には、毎日平均6,300本の注射器が配られ、同月に無料で配られた注射器と注射針の総数は189,000本を記録した²⁾。1990年6月に無料で配られた注射器の総数は234,000本に達し、一方で1日あたりの救急蘇生回数は6.2回を記録し、この地は、薬物使用に限らず、あらゆる犯罪の温床となり、1991年10月に閉鎖された歴史をもつ^{2,32)}。また、オランダ・ロッテルダムでは、街の至る所での薬物使用を防ぐために、駅前の一角を公認の薬物使用空間として開放する政策をとった^{31,32)}。

以上のように、ハーム・リダクションはHIV感染を防ぐための感染症対策として始まった歴史がある。依存性薬物対策として始まったわけではない。ところが、わが国では「ハーム・リダクションは決して薬物汚染が深刻な国の『苦肉の策』ではない。むしろそれは、厳罰政策の限界から出発した、効果的な公衆衛生政策と支援実践の理念である。そして何よりもハーム・リダクションは、薬物使用者の人権を尊重し、厳罰政策によって支援から疎外された人間を孤立から救い出すための倫理的実践である」と論じる論文が学術誌に掲載され、まさにこれこそがハーム・リダクションの考え方だといわんばかりである。人権尊重の重要性はいうまでもないが、世界で展開されているハーム・リダクションと称する活動のなかには、文化・価値観の違いから、いかがなものかと言わざるを得ないものもある。また、何をもって厳罰政策の限界から出発したと論じているのか、著者は理解に苦しむ。

その後、前述のチューリッヒなどでの経験を経て、露骨な感染防止策は、多くの国で方法論的に洗練されていったが、その過程で、感染防止という観点から、オピオイド依存者に対するメサドン療法は注射ではなく経口投与であるから、HIV感染を防ぐという意味でのハーム・リダクションではないかという見方が広がった³²⁾。さらに、メサドンはオピオイドではあるが、ヘロインよりは人体に対する害は少ない薬物であるから、薬物依存対策としてのメサドン療法はオピオイド依存者に対する「文字どおりの」ハーム・リダクションではないかという考え方が広まっていったと著者は理解している。今日ではこの「文字どおりの」ハーム・リダクションが、感染症および薬物問題に限定されない公衆衛生上の考え方として、世界的なコンセンサスに発展してきていると著者は考えている。しかし、今日でも、発展途上国では露骨な感染防止策としてのハーム・リダクションが実施されているのも現実である。

著者はハーム・リダクションという用語を以下のように考えている。

- ・広く受け入れられたハーム・リダクションの定義はない（国、組織、団体、個人によって意味するところが異なっている。したがって、定義が困難である）。
- ・リダクション（reduction）であり、必ずしもゼロをめざすものではない。
- ・プラグマティックな政策・手法・実践である。
- ・ハーム・リダクションには2種類ある。1つはその「出自」の流れを汲むものであり、異なる領域間で、どちらの領域に対する対策を優先するかを決定することによって進められる政策・手法・実践である。ただし、その政策・手法・実践によっては、優先されなかった領域の問題をおろそか、ないしは悪くする危険性もある。もう1つは、ある問題に対して、比較のうえでの「害の削減・低減」を図るという「文字どおりの」ハーム・リダクションである。
- ・方法としてのハーム・リダクションと目的としてのハーム・リダクションが存在する。
- ・文化・価値観の違いから、その政策・手法・実践に対する妥当性および評価が大きく異なることがある。特に、その社会が、そもそもその行為を許容している場合と、禁止している場合とでは、政策・手法・実践の内容とその妥当性および評価に大きな違いが出る。
- ・「治癒-寛解-回復」とは観点の異なる政策・手法・実践になる可能性がある。メサドン維持療法はヘロイン依存者をメサドン依存者に変えうるが、薬物依存者であることに変わりはない。
- ・その採択は、国ごとのその問題の状況と価値観によってその国が決める問題である。
- ・ただし、以上を臨床的対個人に対する対応法の問題と混同してはならない。臨床的対個人に対する対応法は、法の許す範囲内で、その時宜に応じて臨機応変なのであり、医療の独立性が尊重される必要がある。

以上の観点から、著者は、台湾における漸禁政策は、おそらく国家全体ないしは領有地全体における阿片依存者の低減化を実質的に実現した歴史的ハーム・リダクション政策ととらえてよいのではないかと考えている。ただし、これは日本だけで実現させたわけではなく、日本はその端緒と基礎を築き、その後の国際的圧力と台湾人の運動、杜聡明らによる奮闘によって実現したと考えている。

おわりに

なお、「臺灣ニ於ケル阿片」（図）の現代語訳を示すにあたり、以下の配慮をした。

原文には現在の価値観ではいかがなものかと思われる箇所もあるが、当時の価値観を含めた実情を理解するために、原則的に原文を生かすことにした。

原文には段落、句読点がほとんどなかったが、著者の判断で段落、句読点を表記した。

著者による注は、原文の後に（※）として表記した。

国名は原文にある漢字を優先し、漢字による国名（カタカナ表記）で表記した。

一圓が現在の何円に相当するかについては、日本銀行調査統計局による「企業物価指数（戦前基準指数）」¹⁰⁾をもとに換算した。1901（明治34）年の企業物価指数は0.469、2023（令和5）年は876.3であり、後者は前者のおよそ1,868.4倍であり、一圓=1,868円として計算し、表記では一圓（1,868円）と表記した。

重量は原則的に原文（グラムないしはキログラム、小数点以下一桁まで）と表示した。

【台湾における阿片】

（明治三十年（※1897年）九月十一日淡水館に於いて）

加藤尚志 述

総督閣下ならびに皆さん、本日は皆さんの前で阿片についての話をすべしとの勧誘をいただき、また、内輪ばかりだから遠慮することはないとのことで、私は喜んでお引き受けしました。どうぞ、ご静聴のほどよろしくお願い申し上げます。

阿片行政すなわち阿片令実施の結果は現在着々と形あるものとなってきているため、皆さんはその状況をよくご存じのことと思います。そもそもこの問題は我が国にとっては台湾経営上の非常に重大重要な問題ではありますが、国際的には列国の見守る中での晴れなる事業を行っていることになるため、世界の大問題と言っても過言ではありません。したがって、その措置を一步誤れば、その影響は甚大なものになります。それゆえ、憂世愛国の方々はもちろんのこと、常識ある方々も、この問題を議論し煮詰める必要があるのです。

しかしながら、微力非才の私がその重任を負い、かろうじてその職責を果たしているのは、ひとえに総督閣下の御

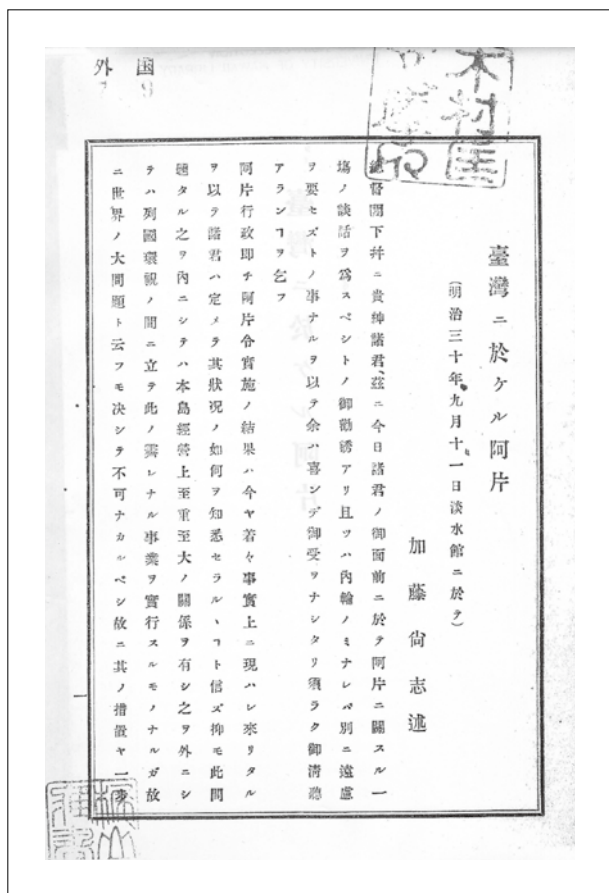


図 「臺灣ニ於ケル阿片」の冒頭部

信認と皆様のご支援によります故、阿片令以前にさかのぼった当時から今日に至るまでの経緯を説明し、今後いつそうのご支援を賜り、不足なところ、不完全な点について、遠慮なく御忠告をいただいて、目的を達成したいと思う次第です。

明治二十七八年の日清戦争において、台湾が我が国の領土になったとき、軍人、世人が最も心配し、その処分をどうしたものかと憂慮したのは、この阿片問題でした。特に私のような者は当時衛生に関することを定職としていた関係上、一層その感が強く、最終的に意見書を作成して当局に提出した次第です。その意見書は今日より見れば、言うまでもなくずさんかつ回りくどいものではありますが、その内容は断禁論であります。

これに先立ち、当時の総理大臣伊藤伯は全権大臣として馬関条約（※日清講和条約、1895年4月17日、下関で日本全権伊藤博文・陸奥宗光と清国全権李鴻章の間で締結された日清戦争の講和条約）の席上で、台湾の阿片は禁止する主義であると公言し、この博愛公道の主義は全世界にと

どろいて、日本国の名誉はさらに一層輝きを増しました。すなわち日本の阿片に対する主義はすでにその時点において決まっていたわけで、伊藤全権大臣はじつに世界に向かってこの主義を明らかにされたのです。日本の主義がすでに断禁ということであるならば、日本の施政上の方針として終始一貫させないわけにはいかないということは、明らかなことであります。

結局のところ、禁止を主義とするからには、どのようにして禁止するかが次に来るべき問題です。この問題はすこぶる難事であり、調査すれば調査するほど、ますますその難事ぶりがわかりました。もしもその問題がいわゆる軍政時代、特に戦争中であれば、殺傷をもって達成することもできますが、人民はすでに民生の空気を吸っており、政府も安らかになるよう鎮め治めることを政事の主義となす以上は、もはや細かい点にまで立ち入って、厳しく詮索する政を行ってはならないことはこと当然であり、無理にそうしようとすれば、監獄の増設、薬物依存者治療病院の設置、並外れた警察力、および、莫大な兵力などに因らなければ、とうてい断禁という主義を貫徹することはできません。ここに至って、この地の人民に適し、また、日本政府の主義にも沿った方法を考え出さざるを得ないのであります。以上が今日行われている漸禁論が出たゆえんであります。その用意の周到さ、その方法の斬新さは、国の主義に沿うものであり、安らかになるよう鎮め治めるという主旨にかなうと言う意味では、この方法において他に方法はないことは、実施以降、苦情がないということがそれを証明しているばかりでなく、一地方に実施して他地方には実施しなかった際には、その実施を求められることを見ても、明かです。

たしかに、阿片を禁止するかどうかはとうの昔から世界的問題の一つになっています。特に支那・英国の両政府は、この問題に最も焦り苛立ち、幾たびの経験を積み、また、幾たびの失敗を重ねてきました。皆さんもご存じのように、支那ではほとんど戦争状態で阿片の輸入を拒もうとしましたが失敗しました。印度では、支那人ほどには喫煙（※吸飲用の阿片を喫煙すること）はしないといっても、今ではほとんど習慣化しており、阿片を喫食し、その嗜好の程度においては、むしろ支那人を凌駕する状態です。礼式の席では液剤として吸食し、特に婚礼の席ではどうしても欠くことのできない飲み物となっており、新婦の父がこれを吸喫しないことには、その礼式自体が始まらないほどになっています。すなわち、印度での阿片はあたかも酒と

煙草とを兼ね備えたような必要物となっているのであります。唯一、緬甸（ビルマ）では、二十五年間以上の吸食習慣のある者に限って、役所から鑑札を出し、阿片の所有と吸食とを許可することとなっております。これは、緬甸人は阿片への沈酔に陥り、支那人・印度人のようにその量を節することができないためであります。ここに面白い話があります。緬甸の入墨師は特別に阿片の所有を許されるということです。それは、緬甸人は年少の時に、腰から膝までの部分に入れ墨を入れる習慣があり、その際の苦痛を回避するための良剤であるからだと聞いております。一千八百九十一年の調査によれば、緬甸では、このような特許を持つ入墨師の数は実に四千二百八十人であったといえます。

印度においては原料阿片の価格が高いために密輸入を企てる者が多く、そのため、英国政府は最も困難を極めています。聞くとところによれば、印度その他においては烟膏（※吸飲用の阿片）の値段は百目（375 g）二十二圓（41,096 円）内外だそうです。今日、英国政府の阿片に関する主義を察すると、一つは阿片をその植民地の収入財源とし、一つはその習慣を破壊しない程度において、相当の監視下で阿片を公許し、その習慣を大切に育んでいるようなものです。また、英国政府は最近、阿片に関する取調委員を印度に派遣し、一八の問題を付してそれに対する回答を出すよう求めましたが、委員は取調べの結果、到底禁止する必要はないのみならず、むしろ、害はなく、熱帯地方には必要な飲料だと答申しています。その要点は、酒は沈酔して周りに対して大害を及ぼすが、阿片はこれを吸食しても、極めて静粛にして、その麻酔時は睡眠に陥るため、全く狂躁にはならない云々というものでした。

その他、米国にも、伝え聞くような阿片窟なるものがあり、そこに行く者は支那人のみならず、白人も希ではなく、一回一ドルを払えば、その嗜慾を満たすことができるといいます。

日本国民と阿片とは到底両立できるものではありません。日本国民の行くところでは阿片を駆逐せざるを得ません。しかしながら、その習慣が長く続いてきた台湾のようなどころでは、わずかの間で断禁主義を決行するわけにもいきません。これは開放断禁両主義の衝突するところであり、ある種の折衷案を考えざるを得ないところでもあります。支那・印度のように開放的極端論を主張する者もおりますが、阿片を吸食して精神気力を消耗し、その結果、国力を脆弱なものにしてしまうことは争う余地のない事実であるがゆえに、つまるところ禁止できるのであれば禁止し

ないわけにはいきません。いや、国是として是非とも禁止主義を取らざるをえません。いわゆる斬新かつ周到の折衷主義の肝心なところはここにおいて益々明瞭であると言うべきです。

かつて、台湾本島での阿片政策が未だに確定していなかったため、後藤（※新平）衛生局長は速やかに一編の意見書を草して内務大臣に提出され、さらに、石黒（※忠憲）軍医総監も自身の意見を発表されました。後藤局長の意見の要旨は、第一は断禁説であり、第二は断禁説を急に行うことは困難であるがゆえに政府としてその目的を達することができないと言うことであれば、漸禁すべしということであり、その進め方を摘記すると

一、阿片は国内の現行制度と同様にすべて政府の専売とし、製薬所を作って製造すること

一、阿片喫煙には習癖があるから、喫煙を中止することができない者には医師による証明により喫煙を特別に許可すること

一、阿片からの収入はすべて衛生事業に支出すること

一、児童・青年に阿片喫煙の害を教育によって理解納得させること　すなわち小学校の読本はもちろんのこと、教授の際にも、その精神を注入すること

一、右の通りに実施し、三十年から五十年後に漸禁の成果を達成すること

などです。

その意見は内閣の承認するところとなり、昨年二月十六日をもって採択され、その通牒が伊藤総裁から樺山（※資紀）総督に届き、樺山総督はその主旨にしたがって、阿片の輸入を禁止すると同時に、依存・中毒者に対しては薬用として喫煙を許可すべき旨を宣言したのであります。こうしていよいよ、この意見を採用したからには、直ちにその必要に迫られることはその実施の方法でありました。それゆえ、さらに総督よりその施行方法について後藤衛生局長に諮詢がなされ、同局長は内務大臣の承認を経て答申しました。これによって、台湾の阿片に関する制度はほぼその緒に就くことができ、それ以来、その方法により施行してきたわけであり、私ごとき者はつまるところ機械的にその方法を踏襲しているに過ぎず、微力な私がそもそもなすに足ることなどなく、とてもとても筋書き通りに芝居ができないことは見物人にすぐに知られてしまうところでありませう。

こうして内閣において右の意見を採用した以上は阿片の売買権は政府が一手に独占しないわけにはいきません。そ

うでなければ、結局はその効を奏することはできなくなるからであります。かの香港のように、無限に阿片の喫食を許す地方においては、人民各自にその製造を許可しても敢えて不都合はないでしょうが、我が台湾島のように漸禁的方法をとる所においては阿片の製造販売は決して人民の手に任せてはなりません。万一これらのことを人民のなすがままに放任すれば秩序はたちまち破れ、規律はわけなく乱れ、到底その取締りが成立するはずもありません。いかに嚴重に監督しても、密売密食の弊を絶つ方法はないのです。結局、漸禁の名を残して、その実なきに終わってしまうだけであります。そこで、阿片の売買権を政府の専有とし、一方で阿片令を発し、一方で製薬所を設け、その双方をもって漸禁主義を実行するものであります。

しかしながら、退いて考えれば、阿片制度の事に関して長年幾多の経験を積み重ねてきた英仏各国ですら、ほとんどその措置に困惑している状態です。それでありながら我が国の如きは昔から今日に至るまで未だかつて一度もこの種の制度に遭遇したことはありません。これは無経験の事業を新領土にて実行しようとしていることであります。実に大胆至極と言うほかありません。しかしながら、日本国家の下、どうして出来ないことなどあり得ましようか。かの明治二十七八年の日清戦争を見ると、国民の熱情はほとばしり、政府の積誠（※真心のこもった行為を積み重ねること。吉田松陰の手紙に出てくるとされる）もあふれ、ついにその所信を貫いたではありませんか。いや、むしろ、それよりも多くを貫いたではありませんか。いわゆる、出来ないというのは、出来なかったということではなく、実行しないということであります。私は不肖者ではありますが、この言葉には動かしようのない真理があると信ずる者であります。

阿片令の草案が出来ると、昨年六月にはその草案を総督府評議会に付し、評議員の中から修正委員三名を選出し、その修正を附託することとなり、ここに臨席せられる高野法務部長、杉村内務部長、及び故仁禮参事官の三氏が選出され、添正削除の結果、現行法規の発布を見ることとなったわけですが、かのバルトン氏の如きはこれを英訳して英国その他へ報告し、世界中で未だかつて先例のない法規を公表するに至り、阿片令はまさに動かすべからざる一新法規となった今、その要旨は下記に記したとおりであります。

一、阿片の売買権は政府が独占すること

一、従来喫煙の習慣ある者、すなわち、依存・中毒に陥っている者には、医師の証明をもって鑑札を付与

し、吸食の特許を与えること

一、特許を得た者は一ヵ月一等三圓（5,604 円）、二等一圓五十銭（2,802 円）、三等二十銭（373 円）の特許料を納めること

一、阿片烟膏は請売人（※製造元から商品の委託をうけて小売りする者）にしたがい、鑑札を示してこれを買受けること

一、鑑札の等級は阿片烟膏の等級と一致すること。すなわち一等鑑札を受けた者は一等以下三等まで、二等鑑札を受けた者は二等以下三等まで、随意に烟膏を買い求めすることができるが、三等鑑札のみ所持の者は三等烟膏に限り買い求めすることができること

一、阿片は一ポンド（453.6 g）入り一等十二圓（22,416 円）、二等九圓（16,812 円）、三等七圓（13,076 円）とすること

一、阿片に関する各種営業者は台湾人に限ること

この律令は昨年六月に議決され、七月二十五日、拓殖務省へ提出せられ、半年の日数を経過して、本年一月二十一日律令第二号として発布となり、二月に入って台湾に達し、三月に及んで施行規則の発布となり、ようやく四月一日より、まず台北市街に施行せられることとなりました。最初、当局者の予定では、昨年十月頃より実施に着手し、本年四月一日即ち本年度に入ったら全島に普及せしめ、その収支も見込み通りになるはずでしたが、予定が七ヵ月遅れてしまい、その結果、その施行もまた漸次遅れ、本月に入ってもなお全島に普及させることが出来なかったのは、右の如き次第があつてであります。

ちなみに、四月以降阿片（※令が欠落）実施の区域を挙げれば、四月一日より台北市街において実施し、五月一日より基隆、新竹、淡水、台南、安平等の市街に施行し、次いで六月一日より台中、彰化、鹿港、台北県中の一部、嘉義、鳳山市街等に及ぼし、七月一日より台南の全部、新竹、嘉義、澎湖島などに広げ、さらに八月より九月には新竹、台中の全部、十月一日より鳳山、嘉義、台北三県の全部に施行した景況です。今日までに施行した区域に於ける人口は、おおかた五十万に達し、全島の五分の一に及び、吸食者は三万余人です。その百分率は市街地においては人口百人につき吸食者十人、街庄（※日本統治時代に用いた台湾の行政区画の名。町・村にあたる）地方に於いては人口百人につき四人ないし七人に当たり、平均六人ないし七人でした。こうして、一等鑑札は全数の六百分の一、二等鑑札は六十分の一の比例に当たり、概して三等鑑札を受ける傾

向にあるのは、台湾に於ける民情の如何を推知することになりましょう。また、阿片各種営業者は計八百四十二人に及んでおります。かりにこの比例を以て推算すれば、全島実施の際、警察力を充実するためには、最初の予定数十五万人の吸食者を得ることは難しいことではないと考えられます。

阿片令を実施する機関は各県の警察機関です。そのため、総督府は最初施行細則その他手続き等の打ち合わせのため、各関係者を招集して協議会を開き、その諮詢を経て、右細則を発表しました。その細則に基づき第一施行に着手したのは台北県でありましたので、同県に於いては新たに事を始めることになるため、磯部警部長を主としてこれを担当し、私ならびに租税課長、その他関係者を台北県へ集め、丁寧反復討議の後、施行しました。今日、台湾各地で施行されているものは、この方法に依るものであります。

鑑札下付、その他阿片に関する取締り等一切の件は衛生事務を主管する各県警察部の受け持ちであり、各警察署に於いてこれを取り扱い、収税のことは各県財務部がこれを取り扱う組織となりました。すなわち総督は阿片令第十一条により、その実施の地方と時日とを告示し、主務官は公医その他関係者を伴って現場に出張し、あらかじめその日割りを定めて下付区域を示達し、一室に集合して証明納税及び鑑札付与の手続きを実施すべく、現地人に対し、不便と時間の空費をなくするよう努めました。そのため、この事務は地方事務中最も多忙にして、かつ、最も大切に最も注意を要する事務となりました。その関係当局者がいかに尽力し、いかに労苦したかは、今さら喋々するまでもないでしょう。そればかりでなく、この法を完全に施行しようとすれば常に監視が必要となり、その成否はひとえに地方当局者の熱意にかかっているわけで、地方当局者諸君のこの規則施行に関する責任の重さと大きさは、地方事務中この右に出るものはないと言っても過言ではないと信じております。

かつ、規制施行の全島実施の予定は九月中に予定したもの、残念ながら、土着の匪賊が不穏な地方があれば風水害による支障があるであろうし、警察力の未だ普及していない所があれば、交通機関、すなわち、電信、鉄道、道路、橋梁等に支障があるであろうし、さらには、地方行政組織の変更があった場合には、しばらくの間は遅れが出ることも予測されますが、現在、当局者はこれらの支障に対して一生懸命励み、これらの支障に打ち勝ち、急速実施のために奮闘中であり、おそらく来月中には全島に普及すること

ができるでありましょう。

阿片令実施に対する外国人の感情はどうかについては、世間では杞憂を抱く者がなかったわけではなかったが、これは真の杞憂であり、その後不都合が生じたことはなく、無事平穏であります。ただ、従来台湾において彼らが所有していた阿片の処分については重要な地位にある人も苦心されましたが、これまた外事課長の尽力により、すこぶる都合良く、政府が買い入れることとなり、今日では外国人所有の阿片はあるはずはなく、また、阿片についていささかの苦情もないのは本法の施行に関しての最も喜ばしい現象であると言わざるを得ません。

以上を要約すると、台湾阿片令は前総理大臣伊藤博文の日清講和条約席上での公言がきっかけとなり、後藤衛生局長の計画に成り、樺山総督府がこれを宣言し、桂（※太郎）総督がその主義を定め、乃木（※希典）総督に至って成し遂げ、これを実施監督したのは前民政局長の水野遵氏であります。いまや阿片行政は着々とその成果を挙げており、思いがけなくみなさまの阿片行政における功績を想起すれば、私はみなさまに向かって深く感謝しないわけにはいかないであります。

以上は阿片行政のあらましであります。次に製薬所について述べたいと思います。

すでに前述したように製薬所を設置することが確定したため、その官制は昨年三月三十一日の勅令第九十八号をもって発布され、四月一日より施行されることになりました。我々一行は昨年四月十一日に台北に到着し、大中技師（※大中は姓なのか、高中等の意味なのか）は阿片製造に関することを担当することになりましたが、阿片烟膏製造の業を行うに当たっては、どの製造法を採用すべきか、わが国が世界に先駆けて手がける事業のため、その善し悪しを案ずる理由もないため、まず創業においてはこれまで台湾の現地人間で行われていた製法の調査を行い、その製法で行うに越したことはないということになりました。これが最初に着手したことであります。次に、これまで台湾に輸入していた生阿片すなわち烟膏原料の種類、及び、現地人にふだん製造販売している烟膏の品種、製法、その他これらに関して必要となる製造器具等の検査に関する調査を行うことにしました。これが二番目に行ったことです。一番目の調査は昨年の四月に開始し、特に台南地方へ役人を派遣して、七月にはおおかた終了しました。この調査の結果は「阿片事項調査書」と題して印刷も終了しているので、近日中に皆さんに贈呈し、批評をいただきたいと考え

ています。二番目に行った調査は、四月よりそれぞれ分担を決めて事に当たり、特に同月二十四日からは大稻埕（※現在の台北・大同区）阿片製造人新勝美の職工黄水と言う者を備い入れ、大中技師の宿舍において試製に着手し、その原料は内地から持ってきた土耳其（トルコ）産日本産を用い、次に台湾にある彼斯（ペルシャ）産を用いて、六月になってようやく総督府前に一つの試験室を設け、日々研究を積み、試製品と従来現地人間で販売してきた烟膏の主要成分を分析定量した結果と多くの現地人喫烟者に求めた品評とを参照し、台湾従来の烟膏製造法に改良を加え、開始以来七ヵ月、即ち十月になってはじめて阿片烟膏の製造法を選定することができたのであります。これが、製薬所における阿片烟膏製造業開始に至るまでの経過概要であります。皆さんもご存じのように、台湾は言葉の通じない新領土であり、いろいろのことについて通訳や副通訳を介しての調査になるわけですが、狡猾な現地人等は謾言甘言をもって本当のことを言わないために、その問答のために半日以上を費やし、それでも要領を得ないことがよくあり、調査上、本当のことを知るための苦労には言い表しようもないものがあります。その上、烟膏の検査についての定法はなく、常に器機薬品の欠乏に直面するわけで、その困難さは前者にひけをとるものではありません。さらに、焼き尽くすような炎威を冒し、いささかも屈服する様を見せず、一日が短いといわんばかりに熱心に努め励み、ついに十分なこの成績を挙げるに至ったのは当局者の多くの骨折りもあったおかげと言うべきであります。今では製薬所設置確定の当時よりも前進しており、昨年十月には製造法を確定し、ついに完成品として市中に販売するまでの間に、とりわけ困難にして、かつ、最も主要なる事項を以下に掲げました。

第一 阿片の産地、種類、包装、荷造、重量、および、値段の調査

この地において使用する阿片は印度産と彼斯産であり、印度産は大土と称して、かつては英国政府の専売に属しており、検査を経ずに箱のまま売買する慣例でした。その形はまるで弾丸のようであり、一個二斤半（1,500 g）の重量です。これまで台湾では四十四圓（82,192 円）だったものが、今や二十圓（37,360 円）以内で手に入ります。「ペルシャ」はその産地の名称であり、一個一包赤紙で包み、白や黄などの糸を巻き付けてあります。こうして、これまで十一、二圓（20,548～22,416 円）のものも、今では五圓

（9,340 円）前後で買入れることができます。その形状はまちまちで、百種類以上にもなります。

第二 原料阿片の検査

原料阿片の検査は分析を行い、その成分の多少、ならびに、「モルヒネ」含量等を検査することであり、別に説明を必要とするものではありませんが、実際に検査を行うのは決して容易な事業ではありません。

第三 台湾の従来の烟膏の種類、ならびに、その値段の調査、および、製薬所烟膏の値段の決定

従来の台湾における烟膏の種類、その嗜好の適否、その程度、ならびに、その値段等を調査すると、種類は概ね四種類であり、値段は一包み一等十八圓（33,624 円）、二等十五圓（28,020 円）、三等十一、二圓（20,548～22,416 円）、最下等七、八圓（13,076～14,944 円）前後でありました。ただし、製薬所製造品については比較すべきものがないため、製薬所においては台湾における従来の価格を参考にして、かつ、小売りの利益を見込んで、その売値を安くし、一等十二圓（22,416 円）、二等九圓（16,812 円）、三等七圓（13,076 円）と決めました。

第四 製薬所製造の烟膏の種類、および、名称の決定

台湾の従来の種類を参考にして、烟膏を三種類に区別し、福烟（一等）、禄烟（二等）、壽烟（三等）の名称を付けることに決めました。この名称決定には特別な理由はありません。ただその呼称のしやすさを要求すると、福禄寿という文字が現地人の耳目に慣れやすいと考えたからであります。

第五 烟膏の製造法及試製検査

台湾における製造法の調査を遂げた結果、その方法に依って試製し、一等は大土を用い、その製法も一種異なっており、原料百に対して製膏六十を得、二等三等は「ペルシャ」を用いて、原料百に対し、二等は八十、三等は九十を得る割合としました。これは代価に差がでるようにした結果であります。検査は、いやしくも日本政府の製品とする以上は、すべての根拠は学術上の根拠に依らざるを得ません。ですから、当所製造の烟膏はすべて綿密な検査を受け、その調合具合については水分はもちろんのこと、「モルヒネ」の含量も一定にして、かりに市中で販売されていて真贋の判別が難しいものは、それを製造所に持参すれば、

試験の上、はたして官制品か混ぜ物の入ったものかは直ちに明らかにされなければなりません。

第六 烟膏の貯蔵法醗酵期の調査

烟膏は製造後しばらく貯蔵すると醗酵して香味を一層増すため、その貯蔵法の研究を要するのはその点にあります。そのため、製造所製造のものもすべて十日間貯蔵せざるを得ず、特に大土製のものは最も長期間貯蔵することになりました。

第七 烟灰及老酒の検査

烟灰（※烟膏の灰）を阿片に混入すべきかどうかは阿片製造に関する疑問の一つであるため、製造所においては調査の上、まずはこれを混入しないことにしました。製膏に紹興酒が必要であることはあえて説明するまでもないことです。

第八 製造用器具の選定

製造用器具の良否については、職工の労力上、経済に関することが少なくないため、製薬所においては従来のものを参考に工夫を加え、その規模を大きくすることによって、現地人職工一人につき平均従前の五倍近くの製造を可能としました。

第九 烟膏容器の選定

烟膏容器の選定については、硝子瓶、貝殻、錫、竹筒を試みましたが、何れも好結果を出すことができませんでした。また、一匁（3.75 g）ずつに小分けして販売すれば、取締り上、偽造贗造を防ぐ便利さがあるとの説がないわけではありませんが、その材料、手間賃を計算すると年間約三十六万圓（672,480,000 円）が必要となります。このことは言うのは簡単ですが、行うのはむずかしいと言うことを免れず、たとえ実施が難しいというわけではありませんが、その不経済性は言うまでもなく明らかなです。以上を理由に、最終的には「コンデンスミルク」にならって、一ポンド（453.6 g）入り「ブリキ」缶を用いることにしましたが、それでも缶に付着する分の量が不足するという苦情があり、缶毎に一匁五分（5.6 g）を加えて百二十一匁五分（455.6 g）を入れることにしました。こうしてこの一匁五分の量を増やすとなると年間六百貫（2,250 kg）に達し、その代価は五千圓（9,340,000 円）近くに及ぶのであり、容器の選定も、また決して簡単な事業ではないのであります。

第十 烟膏貯蔵器の選定

烟膏貯蔵器は厚板を使って箱を作り、その内部に真鍮を張り、十五貫目（56.3 kg）入りのものとしました。その貯蔵器が間に合わないときには、四斗（72 リットル）樽の内部に「ブリキ」を張り、それを使うことにしました。この代用品は極めて簡便でしたが、まことに一時的なものに過ぎず、すぐに壊れてしまう恐れがあるため、経済上は得策のものとは言えず、いずれにしても毎日の製膏に対して十箱以上を必要としました。

右は、製薬所設置以来の同所事業の大略であり、いわゆる該業準備の経過とも言うべきものです。そもそも、事柄を成し遂げたいと思えば、必ずその準備期間において、十分の整頓をしておく必要があります。右の準備が果たして十分かどうかは、当然皆さんの判断に一任するしかありませんが、この準備のため、当局者がいかに苦心焦慮したかは皆さんも承知されていることと信じております。

これより、現在の状況を述べさせていただきます。

一、阿片烟膏の製造

前述したように、昨年四月をもって烟膏の試製に着手し十月に至って製造法を確定したため、十一月中旬より徐々にその製造に着手し、本年二月には毎日百五十ポンド（68.0 kg）ないしは百八十ポンド（81.6 kg）を製造するようになりました。以来、竈や職工などの増加を始めとして、諸般の設備を整え、その需要の増加に従い、昼夜製造に従事させ、同時にその規模を拡張し、拡張また拡張で、ついに七月一日からは毎日千ポンド（453.6 kg）を製造できるようになり、今日においては一日千二百五十ポンド（567.0 kg）を製造し、一年間でおしなべて四十五万ポンド（204,120.0 kg）を製造するようになりました。この数たるは、実に全島に供給すべき結果の総量であります。このように現時点で早くもこの数量に達せしめたのは、予定外の求めに応じる対策として貯蔵が必要であると考えたからであります。

それだけでなく、この様な迅速の拡張をして今日に至ったのは、九月を期して全島に実施する計画にせよとの総督閣下の命令があったのみならず、当局者も是非ともその需要に応えようという覚悟をもったからであります。

そうではありますが、この間、土匪（※土着の匪賊）の襲来のため職工が来ないことがあったり、時として現地人との言語の行き違い、もしくは現地人自身の不注意などによる懲戒処分を受けたり、あるいは他の煽動によってスト

ライキを企てたりすることもあり、その他風水害の支障がなかったわけではなく、職員の熱心と勉強とがこれらの困難支障に打ち勝ち、右のような好結果を成し遂げ、同時に、徐々に現地人との意思も相通じるようになり、争いもなく順調に事を処理し、少しの支障もなかったのであります。特に祝うべきことは、未だかつて火災に遭ったことがなく、たまたま、物置の縁の下から燐が発火しましたが、あらかじめ備え付けておいたポンプと職工の尽力とによって、直ちに消火してしまい、いささかの損害も出さなかったのは、監督者の注意が良かったと言う他はありません。このような大事業に際して、いささかのつまずきもなく今日のような好成績を挙げるに至ったのは、まさに天幸と言うべきでしょう。ただし、今後南門外に移転する時になれば、土匪の襲来などがないわけでもないもので、時々、兵力及び警察力の保護を申し出ざるを得ないこともありましょう。このことは、あらかじめ、今日より、當路者（※重要な地位にある人）の援助を願い出ておくところであります。

二、阿片烟膏製造高

製薬所の現在の状況について、世の中の人々が最も知りたがっていることは阿片烟膏の製造高です。思うに、この事業の進歩はそれによってその一端を窺い知ることが出来るからであります。すなわち、阿片の製造高はどうなっているかということは、それを遡ればその準備がどうなっていたかを推し量ることであるように、製造高を現在もしくは将来について観察すれば、その時の烟膏の発送、収入等も推測できるからであります。本年八月二十日の調査によれば、左の通りです。

一等烟膏	六千四百二十二ポンド (2,913.0 kg)
この代金	七万五千九百八圓八錢 (141,796,293 円)
二等烟膏	二万五千七百四十九ポンド (11,679.7 kg)
この代金	二十二万八千二百六十四圓八十八錢 五厘 (426,398,795 円)
三等烟膏	六万八千八百三ポンド (31,209.0 kg)
この代金	四十七万四千三百九十六圓六十八錢 五厘 (886,172,998 円)
計	十万九百七十四ポンド (45,801.8 kg)
この代金	七十七万八千五百六十九圓 六十五錢 (1,454,368,106 円)

三、阿片烟膏各地送付高

阿片烟膏製造高に次いで、ここに述べる必要があるのは阿片烟膏各地送付高です。阿片烟膏製造高を知る必要性は、主として製薬所それ自身の内部における設備がどうなっているかに関係していますが、阿片烟膏各地送付高を知る必要性は、単に製薬所それ自身の内部における整備がどうなっているかのみならず、主として外部の関係がどうなっているかを知ることにあります。したがって、現在、吸食者の数はどのくらいであるのかについては、阿片烟膏の送付高より推し測ることができます。阿片令実施の結果の少なくともその一部は、この送付高によって知ることができます。その調査の結果を左に挙げました。

一等烟膏	三千六百七十二ポンド (1,665.6 kg)
この代金	四万三千四百三圓四錢 (81,076,878 円)
二等烟膏	一万三千五百三十一ポンド (6,137.7 kg)
この代金	十一万九千九百五十二圓三十一錢 (224,070,915 円)
三等烟膏	四万七千九百五十二ポンド (21,751.0 kg)
この代金	三十三万六千二百二十九圓四錢 (617,615,046 円)
計	六万五千五百五十九ポンド (29,556.1 kg)
この代金	四十九万三千九百八十三圓 三十九錢 (922,760,972 円)

四、各地方より取次人に売渡した烟膏高

各地方より取次人へ売り渡した烟膏高は製造所より各地方へ送付した烟膏額よりは、さらに実施の結果を知るためには緊急切実であります。八月末日までに各地方より取次人に売り渡した烟膏高は左の通りです。

一等烟膏	千二百六十ポンド (571.5 kg)
この代金	一万四千百九十三圓二十錢 (26,512,897 円)
二等烟膏	七千三百八十ポンド (3,347.6 kg)
この代金	六万五千四百二十三圓七十錢 (122,211,471 円)
三等烟膏	二万九千四百十二ポンド (13,341.3 kg)
この代金	二十万二千七百九十五圓七十四錢

(378,822,442 円)

計 三万八千五百二十ポンド (17,260.4 kg)

この代金 二十八万三千百十二圓六十四錢

(528,869,355 円)

右の吸食者延人員を三百三十万五千五百八十七人とすれば、一日一人の吸食量は平均一匁九分八厘 (7.4 g) 強となります。

五、傭員、職工、小使、ならびに就業時間、および賃金

製薬所においては、一定の職員の他に、臨時雇いの者三十人、職工二百二十五人、小使十人を使用し、就業時間は毎日午前七時より午後五時までの十時間とし、毎月二回の休暇を与えます。職工の賃金はこれまで台湾においては、食料は雇い主の負担とし、一年間で八十圓 (149,440 円) 以上でしたが、製薬所では日給五十錢 (934 円) の者が一人のみで、他は規定により四十六錢 (859 円)、四十錢 (747 円) とし、それ以外は三十六錢 (672 円)、三十錢 (560 円)、二十六錢 (485 円) であります。また、食料は別途支給しません。

六、職工の取締り規定

製造の順序、製造の方法などについては、その内容は技術に関係する事なので、すべて省略し、ここでは単に職工の規則についてのみ記すことにします。そもそも、阿片のような極めて高価な薬品を扱わせるだけでなく、職工自身がその高価であることを知り、特に、食欲さから前後を忘れてしまう現地人を使用するわけですから、現地人の取締りはいっそう周到厳密にならざるを得ません。そのため、大蔵省印刷局の例にならって、毎朝職工が来ると、先ず一室において裸体検査の上職服に替えさせ、携帯品はすべて箱の中に預かり置きし、その後はじめて工場に入れます。こうして、帰るときもほぼ同じような手順で対応します。そのため、衣類、髪、身体、靴、帽子に至るまでことごとく検査しないところはありません。この取締りに対しては係員の他、巡查八名、守警数名をもって巡視警戒せしめ、夜間は不寝番を付けます。

七、阿片に関する収入

本年度の収入予算は本年四月一日より台湾全域に実施する見込みで編制したものではありませんが、すでに陳述したような事情により、阿片令施行期限が半年あまり遅れたため、その収入に影響を及ぼすことは当然のことであり、製

薬所の本年度収入三百六十万圓 (6,724,800,000 円) の予定に対しておよそ半額の見込みになると思われます。このように収入が減少すれば支出もまた減少せざるを得ないことは、これまた当然のことです。製薬所では節約に努め、今日までの支出はわずかに六万圓 (112,080,000 円) に過ぎず、現在の吸食者に対しての八月末日までの烟膏の払い下げ高はおよそ三十万圓 (560,400,000 円) であります。今後、吸食者の予定数が十五万人に及べば、平均一日一人一匁 (3.75 g) としても一日百五十貫目 (562.5 kg) を必要とし、千二百五十ポンド (567.0 kg) となるため、一年間で三百六十万圓 (6,724,800,000 円) の収入を得ることは困難なことではないと信じています。しかしながら、本年度予算は年度始め、すなわち、四月一日より全島施行を見込んだものでありますから、その時期が半年あまり遅れたことを考えれば、来年度になればその予算通りの収入が無いことはあらかじめ明らかなこととあります。そのため、本年度は収入の減った分だけ支出を節約し、製薬所の経済を調整することが最も必要なことであり、それを方針としました。

以上、述べてきたことをもって、製薬所に関するおおかたのことを陳述しましたので、さらに、阿片行政と製薬所の両者にわたっての最も切迫した二三の要件を述べます。まずその第一要件として論ずべきことは、世の人々が未だに阿片の収入について誤解していることであります。いわく、日本政府の阿片政策は断禁主義を捨ててしまっており、収入主義に傾いている、いわく阿片の収入は制度開始以来どのくらいであるのか、その収支ははたして実施のための適正額であるのか、これらは往々にして人々が口にし、我々も耳にするところですが、これらはまったくもって甚だしい疑念と云わざるを得ません。すでにしばしば説明してきたように日本政府の阿片に対する主義はつまるところ断禁主義なのであり、阿片令はその目的を達するための方法であります。言い換えれば、禁止主義を貫徹するための方法として博愛的慈善の政策を取ったのであります。主義と方法を誤ってはなりません。阿片令はまさに断禁主義をその出発点とした博愛慈善の情けある取扱いであることを知らないのでしょうか。さらに切言すれば、依存・中毒者に特典を与えて、恩恵的に終身阿片の喫食を許したことにほかなりません。いやしくも、阿片令をもって収入目的とするものでありましょうか。何を苦勞してこのような方法を講じようとしているのでしょうか。収入主義に傾いているという説は、単に主義方法を誤解しているだけでな

く、阿片令の目的さえ理解していない妄論であると言わざるを得ません。そのように論ずる者はぜひとも心を鎮めて、阿片令の目的はどこにあるのかを考えるべきです。我が政府は依存・中毒者に対しては鑑札を付与して、その吸食を特別認めると同時に、台湾中央衛生会を設けて依存・中毒者の治療法調査委員を特置き、依存・中毒者を収容してその治療を究明し、広く各地の公医（※区域毎の地方衛生行政を司る医師）にその治療の研究方法を公示しつつあるではありませんか。知識が不十分で道理に暗い現地人は、ややもすれば阿片令と製薬所とを早合点し、「日本政府は阿片を売って利益を目論んでいる」という妄想を持ったものでありますが、今や彼らすらすでにその誤解をしなくなっております。

それにもかかわらず、世間の常識人の中には、未だにその妄想を破り捨てることのできない者がいるのは、まったくもって、嘆かわしい至りとしか言いようがありません。もしそれが収支云々のことであるならば、私はこれについては多言する必要性を感じません。ただ、製薬所現状第七項を見ると答えれば十分であると信じております。

日本政府の阿片に対する主義が、前段のようなものだとすると、阿片の密輸入を防ぐことが阿片令実施の目的を達成するために最も必要なことであります。しかるに、ある論者のごときは阿片の売買吸食は個人の自由であり、政府は単に輸入品に重税を課すべきであると言う者がおります。これまた、断禁主義を無視したものであり、阿片令を根本から打破しようとするものでありますが、この説はそもそも日本の国是に反するだけでなく、収入主義を極端に主張して、かえって、密輸入を奨励する結果を生じるものであります。台湾全島の海岸は数百里ありますが、いずれの地を問わず支那の船舶が入港しない場所はありません。もし重税を課すとなると、税関を通る者などおもしろいか。皆密輸入をするだけです。警察があらかじめ準備をしているとはいっても、今のところ、未だにその力を全ての海岸線にまで普及するまでには至ってはいません。英国領やその他の地において、現に防遏策にほとんど困惑している事実を知らないのでしょうか。これは政府の払い下げ品が密輸入品よりも高価だからであります。そのため、それらの地においては海岸地に限って政府の払い下げを低廉にして、わずかにその取締りを一時的に取り繕っているだけです。しかしながら、台湾においては、始めからこの密輸入を防遏する目的で、烟膏の売り下げ代価をすこぶる低廉にしたため、密輸入品は到底政府の売り下げ品と競争する

ことができないのであります。単にこれを密輸入しても、利益がないばかりでなく、密輸入には危険が伴うため、みだりにそのような危険を侵す愚か者はいないため、密輸入は漸減し、本年四月以来、密輸入の犯罪者はわずかに四人を出したに過ぎません。これは全くもって我が政府が売り下げた阿片烟膏の値段が対岸の支那地方のものよりも安かったからであります。まさに人の利を追いかける様は水が低いところに流れるようなものであります。ましてや、偶然の利益をねらう現地人においてはなおさらのことです。この方法は実に密輸入を防遏して大きな成果を挙げると同時に、世界に向って我が政府は非収入主義であることを表明するものであります。これを例の阿片の自由売買を許して密輸入を奨励する結果を生じさせた方法と比べれば、どちらが理にかなっているかは論を待つまでもないでしょう。

聞くとところによると、原料阿片がひとたび支那地方に入れば、関税と地方税を合わせて百斤（60.0 kg）につき百十兩（百六十七圓（311,956 円））の税金を課せられ、更にこれを烟膏にするに至っては百斤につき百三十七兩（二百七圓（386,676 円））の税金を課せられるが故に、この原料ならびに烟膏等を台湾に輸入して製薬所の烟膏と競争させようという試みは到底不可能であることが明らかであります。このことが密輸入を制限している理由であります。

また、阿片の製造を自由にして原料のみを政府が払い下げれば良いという者もおります。これは前説と言いは違いますが、結果は同じになるものであり、あたかも密輸入のために門戸を開放することになってしまうのであります。今日台湾で人民が私的に製烟に従事できないのは、その自由製造を禁じているためであると確信しております。ですから、人民が仮にも阿片を煮るなどのことがありますでしょうか。その臭気が屋外に漏れて、直ちにそれを発見することができても、これに反して、自由製造を許可した場合には、仮にその臭気が洩れることがあっても、政府払い下げの阿片なのか、その他の阿片なのかをどのようにして判別すべきか、このことが私がこの方法では結果的に密輸入が増加すると言う理由であります。仮にも、このような場合に至った際には、どのように警察力を増加したところで到底その取締りの及ぶところではなく、そればかりではなく、今日、阿片令の趣旨を変更するのは政府の威信を失墜させ、同時に、嗤笑を招くと言わざるを得ません。愚かな中でも最もはなはだしいものと言わざるを得ません

翻って、この問題を各国の実例で見ると、英国植民地、

及び、英領印度では皆その阿片原料を政府より払い下げていますが、密輸入、密売を絶てていないのは、その収入主義の結果ではないと言えましょうか。唯一、交趾支那（※フランス統治時代のベトナム南部）では、フランス政府によって密輸入を防遏しております。今日その方法を聞くと、少々台湾での方法に似ているところがありますが、その全体の主旨に至っては決して同じではありません。すなわち、交趾支那においては密輸入が行われそうな海岸地方での阿片代価を低廉にして、他から輸入しても到底それとは競争できないようにし、山地に行くにしたがって、徐々にその値を上げていくといいます。我が台湾は交趾支那とは地形がまったく異なっており、周囲はすべて海岸線であり、山地といえども海岸から遠いわけではないため、海岸でのみ安価とし、山地に行くにしたがって順次高価とするということは不可能であるのみならず、海岸と山地との距離区画の程度などは新しく始める事業に属する場合には、必要以上に手数を要し、かつ、ひとたび、その距離の区画の程度が適切さを欠けば、たちまちにして密輸入を生んでしまうことになります。すなわち、これらが交趾支那の方法を直ちに採用して、台湾で行うことができない理由であります。これとは対照的に、今や台湾においては、烟膏払い下げの代価を全島一様に低廉化することによって、距離区画の程度等行政上の煩累を生ずることなく、また、密輸入の恐れもありません。この制度は、英領印度、交趾支那などの制度に比べて、さらに進めた立派な制度と言うほかはないでしょう。

かつ、交趾支那における制度は我が台湾のように阿片を政府が烟膏に製造して販売しますが、特段吸食者に対する取締りはありません。しかしながら、我が台湾での阿片制度は、今まで繰り返し詳細に論じたように、まったくもって断禁主義から生まれた博愛慈悲の主義なのであり、その収入についてはそれほど重要視するところではないのであります。私が前段において両者の主義は似ているようでありながらも全く異なると言ったのはまさにこの点にあるのです。ただ、収入に関する参考のために、阿片吸食人口に関して交趾支那と我が台湾とを比較すると、交趾支那の人口は百六十万人であり、一年間で阿片は三十万斤（180,000.0 kg）が必要であるのに反して、台湾の人口は二百五十万人であり、一年間で四十万斤（240,000.0 kg）が必要です。したがって、吸食斤数は人口の割合に比べてかえって少ないのであります。私は今後益々嘘偽りなく吸食斤数が減少することを望みます。どうしてかという、阿

片令の最終目標は全島に一人の吸食者もいないことを期しているからであります。しかしながら、皆さん、幸いにして、私を事情のいかに関心がなく、収入を顧みない者だと誤解しないでいただきたい。いやしくも老依存・中毒者、老吸食者のいる限りは、密食者を出さないことに私は骨身を惜しまず一生懸命勉めようとしているところであり、その気持ちは製薬所設置の件と全く同様であります。

いろいろと論じ続け、話を終えるに際して、台湾の現在の状況がいかに阿片に関して支障を与えつつあるかについて、追加的に少々言わざるを得ません。皆さんもご存じのように、台湾の現状は鉄道沿線、一等道路地、警察署、辨務署（※台湾総督府が設置した警察）所在地などはそれなりに静穏を保つことができてはおりますが、これらの土地よりわずかに数町離れた村落では今なお戦時のままであります。巡査五～六名が銃砲を携えていないことには出入りすることができないことがしばしばであります。思うに、土匪は集合するときには土匪ですが、一旦討伐に逢うと四散して力をもって脅かす存在となり、五人とか十人とか徒党を組んで強奪します。ですから、台湾の目下の状況を概評すれば、「村落間は未だに手もつけられない」といふべきでしょう。この様な状態下での阿片令実施の困難さはもはや察していただけるでありましょう。したがって、この件は警察力の普及を待って、徐々に励行するしかないようです。そもそも、一個人の事業といえども、事が少々大仕掛けにわたるもの場合には、その成果をもたらすまでには少なくとも数年を費やさざるを得ません。ましてや、昔から今に至るまで、かつて経験したことのないこの国家的大事業ではなおさらのことでありましょう。ましてや、台湾の現下の状況ではなおさらのことでありましょう。したがって、台湾の行政に急速な進歩を望むのは無理な注文と言わざるを得ません。とりあえず、五年間をもって阿片行政整備の一期とみて良いのではないのでしょうか。私のような者の話は皆様にとっては聞き苦しいものであったかもしれませんが、ご意見を頂けることがありましたならば幸いです。

なお、本論文に関連して開示すべき利益相反はない。

謝辞

著者が「臺灣ニ於ケル阿片」を知ったのは、2011年秋のことである。薬物依存症者の家族の方が、知人から譲り受けたハワイ大学図書館でのコピーを著者に供与して下さった。改めて深謝すると同時に、現代語訳の公表が極度に遅滞してしまったことをお詫びしたい。

- 1) Harm Reduction International : What is harm reduction? (<https://www.hro.global/>.) (参照 2021-02-20)
- 2) Huber, C. : Needle Park : what can we learn from the Zürich experience? *Addiction*, 89 (5) ; 513-516, 1994
- 3) 伊藤 潔 : 台湾—四百年の歴史と展望—, 中央公論新社, 東京, p.83, 1993
- 4) 栗原 純 : 日本帝国と阿片—台湾総督府・専売局文書にみる阿片政策—, 研文出版, 東京, p.9, 2022
- 5) 同書, p.126
- 6) 同書, p.395
- 7) 同書, p.399-400
- 8) 同書, p.513
- 9) 同書, p.572-573
- 10) 日本銀行 (<https://www.boj.or.jp/about/education/oshiete/history/j12.htm>) (参照 2024-02-24)
- 11) 二反長 半 : 戦争と日本阿片史—阿片王二反長音蔵の生涯—, すばる書房, 東京, p.10, 1977
- 12) 劉 明修 : 台湾統治と阿片問題, 山川出版社, 東京, p.ii, 1983
- 13) 同書, p.27
- 14) 同書, p.44-60
- 15) 同書, p.50
- 16) 同書, p.92-93
- 17) 同書, p.108-109
- 18) 同書, p.133-157
- 19) 同書, p.148-157
- 20) 同書, p.153
- 21) 同書, p.158-160
- 22) 同書, p.160
- 23) 同書, p.160-165
- 24) 同書, p.162
- 25) 同書, p.172
- 26) 同書, p.190
- 27) 同書, p.234-235
- 28) 同書, p.237-238
- 29) 臺灣島阿片制度ニ関スル件 (1896年2月9日), 国立公文書館 (https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F00000000000000009057&ID=M0000000000000230694&NO=&TYPE=PDF&DL_TYPE=pdf) (参照 2024-11-25)
- 30) 和田 清 : 情報の洪水と発信の責任性, *精神医学*, 63 (5) ; 851-858, 2021
- 31) 和田 清 : 米国における多剤乱用の現状—コカインを中心に—, *アルコール依存とアディクション*, 11 (2) ; 121-131, 1994
- 32) 和田 清 : 依存性薬物と乱用・依存・中毒, 星和書店, 東京, p.104-108, 2000
- 33) 吉田荘人 : 台湾医学界の重鎮—杜聡明—, *中国名医列伝—呪術・漢方・西洋医学の十九人—*, 中央公論社, 東京, p.166-167, 1992

What “Opium in Taiwan” Can Teach Us Today

Kiyoshi WADA

Kanazawabunko Yell Clinic

Despite Japan having a strict prohibition against opium smoking, it has been accused of being a “totally ignorant nation” about the problem. Japan has a history of practically achieving the eradication of opium abuse by the introduction and implementation of a gradual prohibition policy, named “Zenkin Seisaku”, which was used in Taiwan under Japanese rule. However, today, very few Japanese people are aware of this fact.

In Taiwan, this policy was a long-term policy that lasted for 50 years, from 1897 until Japan’s defeat in World War II. During the early period of implementation, this policy attracted attention and was praised by Western countries, which were then controlling colonies in Southeast Asia. However, as Japan’s aggressive advance into China expanded, the nature of the policy changed, and Japan became the target of international criticism. However, it is worth noting that the gradual prohibition policy attracted international attention and praise early in this period.

As a result of the confusion following Japan’s defeat in the war and the political nature of the issue, very few documents on the opium problem in Taiwan remain. Most have been scattered or intentionally concealed. Kato Hisashi, who was the policy implementation officer in Taiwan at the time, gave a speech on the policy’s ideas and progress about six months after the policy was launched. A transcript of the speech remains in the form of the document “Opium in Taiwan”. Based on the content of the speech, the author believes that Taiwan’s gradual prohibition policy could be seen as what is now called a harm reduction policy.

In this paper, the author briefly describes the opium abuse situation in Taiwan at the time, “Zenkin Seisaku” and the reduction in the number of opium users due to the policy, and the author’s understanding of harm reduction. The author also includes a modern translation of “Opium in Taiwan”.

Today, the issue of cannabis use has become a topic of global discussion. In 2023, the number of cannabis offenders in Japan exceeded that of methamphetamine for the first time since statistics began. As a result, cannabis has the highest number of drug offenders.

The author believes that this modern translation of “Opium in Taiwan” will be useful as a resource when considering measures against drug-related problems in Japan during this historic period of change in the drug abuse situation.

Author’s abstract

Keywords drug abuse, opium, harm reduction, Taiwan, Japan